

平成29年度基山町一般会計予算

平成29年度基山町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,445,344千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年3月6日提出

基山町長 松田 一也

第 1 表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 町税		2, 298, 559
	1 町民税	968, 987
	2 固定資産税	1, 152, 646
	3 軽自動車税	43, 576
	4 町たばこ税	132, 650
	6 入湯税	700
2 地方譲与税		52, 130
	1 地方揮発油譲与税	11, 640
	2 自動車重量譲与税	40, 490
3 利子割交付金		2, 815
	1 利子割交付金	2, 815
4 配当割交付金		8, 271
	1 配当割交付金	8, 271
5 株式等譲渡所得割交付金		4, 169
	1 株式等譲渡所得割交付金	4, 169
6 地方消費税交付金		217, 304
	1 地方消費税交付金	217, 304
7 自動車取得税交付金		8, 046
	1 自動車取得税交付金	8, 046
8 地方特例交付金		6, 365
	1 地方特例交付金	6, 365
9 地方交付税		776, 853
	1 地方交付税	776, 853
10 交通安全対策特別交付金		3, 248
	1 交通安全対策特別交付金	3, 248
11 分担金及び負担金		99, 625

(単位：千円)

款	項	金額
	2 負担金	99,625
12 使用料及び手数料		90,599
	1 使用料	54,167
	2 手数料	36,432
13 国庫支出金		571,877
	1 国庫負担金	428,610
	2 国庫補助金	138,597
	3 委託金	4,670
14 県支出金		460,246
	1 県負担金	235,193
	2 県補助金	195,159
	3 委託金	29,894
15 財産収入		2,725
	1 財産運用収入	2,335
	2 財産売払収入	390
16 寄附金		602,201
	1 寄附金	602,201
17 繰入金		748,302
	1 基金繰入金	748,300
	2 特別会計繰入金	2
18 繰越金		15,000
	1 繰越金	15,000
19 諸収入		92,223
	1 延滞金、加算金及び過料	1,644
	2 町預金利子	15
	3 貸付金元利収入	31,470

(単位：千円)

款	項	金額
	4 受託事業収入	30,066
	5 雑入	29,028
20 町債		384,786
	1 町債	384,786
歳入	合計	6,445,344

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		103,438
	1 議会費	103,438
2 総務費		1,437,414
	1 総務管理費	1,263,576
	2 徴税費	112,991
	3 戸籍住民基本台帳費	58,786
	4 選挙費	320
	5 統計調査費	803
	6 監査委員費	938
3 民生費		2,055,511
	1 社会福祉費	1,198,410
	2 児童福祉費	857,099
	3 災害救助費	2
4 衛生費		622,095
	1 保健衛生費	171,271
	2 清掃費	449,211
	3 上水道費	1,613
5 労働費		5,060
	1 労働諸費	5,060
6 農林水産業費		196,670
	1 農業費	185,504
	2 林業費	11,166
7 商工費		86,064
	1 商工費	86,064
8 土木費		497,855
	1 土木管理費	21,311

(単位：千円)

款	項	金額
	2 道路橋梁費	246,551
	3 都市計画費	48,985
	4 下水道費	143,960
	5 住宅費	37,048
9 消防費		253,760
	1 消防費	253,760
10 教育費		572,655
	1 教育総務費	62,726
	2 小学校費	103,365
	3 中学校費	52,224
	4 社会教育費	206,318
	5 保健体育費	122,596
	6 幼稚園費	25,426
11 災害復旧費		2,014
	1 農林水産施設災害復旧費	474
	2 公共土木施設災害復旧費	1,540
12 公債費		594,436
	1 公債費	594,436
13 諸支出金		254
	1 土地開発基金費	252
	2 諸費	2
14 予備費		18,118
	1 予備費	18,118
歳	出	計
		6,445,344

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
基山町歴史的風致維持向上計画策定支援業務委託料	平成30年度	3,543千円

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公園整備事業債	10,100	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
地方道路等整備事業債	34,100	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
公営住宅建設事業債	7,300	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
防災基盤整備事業債	12,800	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
臨時財政対策債	263,986	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
一般補助施設整備等 事業債	22,100	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
地域鉄道対策事業債	400	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
社会福祉施設整備 事業債	34,000	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。